

## 第 1 回 協 議 会 の 協 議 事 項

- ( 1 ) 協 議 第 1 号 合 併 協 定 項 目 に つ い て
- ( 2 ) 協 議 第 2 号 事 務 事 業 の 協 議 方 針 に つ い て
- ( 3 ) 協 議 第 3 号 合 併 の 方 式 に つ い て
- ( 4 ) 協 議 第 4 号 新 市 の 名 称 に つ い て
- ( 5 ) 協 議 第 5 号 新 市 の 事 務 所 の 位 置 に つ い て
- ( 6 ) 協 議 第 6 号 合 併 の 期 日 に つ い て
- ( 7 ) 協 議 第 7 号 財 産 及 び 債 務 の 取 扱 い に つ い て
- ( 8 ) 協 議 第 8 号 慣 行 の 取 扱 い に つ い て

## 合併協定項目について

合併協定項目について、別紙のとおり提案する。

平成16年12月24日提出

弘前・岩木・相馬市町村合併協議会会長 金澤 隆

合併協定項目(案)

No	項目	No	項目
1	合併の方式	24	各種事務事業の取扱い
2	新市の名称	(1)	男女共同参画推進関係事業
3	新市の事務所の位置	(2)	姉妹都市・国際交流関係事業
4	合併の期日	(3)	広報広聴関係事業
5	財産及び債務の取扱い	(4)	住民活動関係事業
6	議会の議員の定数及び任期の取扱い	(5)	情報化関係事業
7	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	(6)	交通関係事業
8	地方税の取扱い	(7)	消防防災関係事業
9	一般職の職員の身分の取扱い	(8)	納税関係事業
10	特別職の職員の身分の取扱い	(9)	住民基本台帳・戸籍関係業務
11	条例・規則等の取扱い	(10)	住民生活・防犯関係事業
12	事務組織及び機構の取扱い	(11)	環境衛生関係事業
13	一部事務組合等の取扱い	(12)	商工関係事業
14	使用料・手数料の取扱い	(13)	観光関係事業
15	公共的団体等の取扱い	(14)	農林水産関係事業
16	補助金・交付金等の取扱い	(15)	社会福祉関係事業
17	町名・字名の取扱い	(16)	障害者福祉関係事業
18	慣行の取扱い	(17)	高齢者福祉関係事業
19	国民健康保険事業の取扱い	(18)	児童母子福祉関係事業
20	介護保険事業の取扱い	(19)	健康推進関係事業
21	消防団の取扱い	(20)	上水道関係事業
22	電算システムの取扱い	(21)	下水道関係事業
23	地域審議会等の取扱い	(22)	建設関係事業
		(23)	都市計画関係事業
		(24)	学校教育関係事業
		(25)	生涯学習関係事業
		(26)	生涯スポーツ関係事業
		(27)	文化振興関係事業
		(28)	その他の事業
		25	新市建設計画

## 事務事業の協議方針について

事務事業の協議方針について、別紙のとおり提案する。

平成16年12月24日提出

弘前・岩木・相馬市町村合併協議会会長 金澤 隆

## 事務事業の協議方針(案)

### 1 基本的な考え方

事務事業の調整は、弘前市、岩木町、相馬村が現在行っている全ての事務事業について、現状を踏まえつつ、合併するとした場合、新市において当面どのように事務事業を進めていくのかを明らかにするものである。

また、新市での速やかな一体化の促進と新たなまちづくりに結びつけるために行うものであるが、住民生活に及ぼす影響や行財政効果等を含めて検討する。

事務事業の調整にあたっては、次の 5 つの原則のもと、統一かつ体系的に行うとともに、新市への移行期においては、行政サービスや住民負担の急激な変化を避けるよう十分な配慮を行うこととする。

### 2 協議の基本原則

#### (1) 一体性確保の原則

住民生活に支障のないよう速やかな一体性の確保に努める。

#### (2) 住民福祉向上の原則

住民福祉及び行政サービスの維持・向上に努める。

#### (3) 負担公平の原則

負担公平の原則に立ち、行政格差を生じないように努める。

#### (4) 健全な財政運営の原則

健全財政の確保に努める。

#### (5) 行政改革推進の原則

行政改革推進の観点から事務事業の見直しに努める。

合併の方式について（協定項目1）

合併の方式について、次のとおり提案する。

弘前市、岩木町及び相馬村を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併とする。

平成16年12月24日提出

弘前・岩木・相馬市町村合併協議会会長 金澤 隆

新市の名称について（協定項目2）

新市の名称について、次のとおり提案する。

新市の名称は、弘前市とする。

平成16年12月24日提出

弘前・岩木・相馬市町村合併協議会会長 金澤 隆

新市の事務所の位置について（協定項目3）

新市の事務所の位置について、次のとおり提案する。

新市の事務所の位置は、現弘前市役所の位置とする。

平成16年12月24日提出

弘前・岩木・相馬市町村合併協議会会長 金澤 隆



合併の期日について（協定項目 4）

合併の期日について、次のとおり提案する。

合併の期日は、平成 18 年 2 月 27 日とする。

平成 16 年 12 月 24 日提出

弘前・岩木・相馬市町村合併協議会会長 金澤 隆

## 合併の期日について

### 1 基本的な考え方

- (1) 合併協議を着実に進めていくための目標を設定することになる。
- (2) 新市建設計画の期間の始期を明確にする。

### 2 検討に当たっての留意事項

- (1) 合併と同時に住民サービスが滞りなく行われるよう考慮すること。  
電算システムの移行や条例・規則の改正などの準備作業期間に考慮する必要がある。また、電算システムは、合併の前日まで現行のシステムを稼働しながら、合併の期日から統合した新システムに移行する必要があるため、休日等を利用して移行、検証作業を行うことが適当である。
- (2) 「市町村の合併の特例に関する法律」(合併特例法)等の有効期限を考慮すること。  
合併特例法等に基づく各種の財政支援や特例措置を受けるためには平成18年3月31日までに合併の期日を設定する必要がある。

現行合併特例法の経過措置(平成16年5月26日公布)

「平成17年3月31日までに市町村が議会の議決を経て県知事に合併の申請を行い、平成18年3月31日までに合併したものについて、現行の合併特例法の規定を適用することとする。」

- (3) 合併の手續に要する期間を考慮すること。

合併するためには、合併協定書の調印後、3市町村の各議会において合併議案の議決が行われてから、県知事への合併申請、県議会での議決、県知事の合併の決定、総務大臣への届出、総務大臣の告示など、様々な手續が定められており、これらに相当の期間を要することから、この点を十分考慮して合併の期日を定める必要がある。

- (4) 年度末あるいは年度始めを合併の期日とすることについて

年度末あるいは年度始めは、転出、転入等の住民異動時期であり、また、年度替りの事務と新市の事務が重なるため、事務処理や住民サービスが懸念される。

財産及び債務の取扱いについて（協定項目5）

財産及び債務の取扱いについて、次のとおり提案する。

- 1 3市町村の所有する財産及び債務は、すべて新市に引き継ぐ。
- 2 財産区有財産は、財産区有財産としてすべて新市に引き継ぐ。

平成16年12月24日提出

弘前・岩木・相馬市町村合併協議会会長 金澤 隆

事務事業調整案

コード	分類	事業	枝番	事務事業名
	C-1-1	5	0	財産及び債務

各自治体の現況

3市町村では下記のとおり、財産(土地、建物、有価証券、出資による権利、物品、債権、基金)及び債務を有している。(平成15年度末現在)

[平成15年度 地方財政状況調査、市町村公共施設調査及び市町村財産台帳より]

		弘前市	岩木町	相馬村	合計
公有財産	1 土地 土地(m <sup>2</sup> )	7,958,387	3,895,939	818,864	12,673,190
	建物 建物(m <sup>2</sup> )	368,884	87,350	38,378	494,612
	2 有価証券(円)	308,284,000	12,881,500	624,650	321,790,150
	3 出資による権利(円)	1,236,935,000	72,282,600	27,306,200	1,336,523,800
物品(車両)(台)		402	62	36	500
債権(円)		626,382,000	41,638,389	40,930,705	708,951,094
基金(円)		6,371,913,145	1,511,482,282	705,675,350	8,589,070,777

		弘前市	岩木町	相馬村	合計
地方債現在高(千円)		150,438,757	15,516,363	7,885,999	173,841,119
債務負担行為設定額(千円)		3,923,456	99,054	71,195	4,093,705

課題	調整方針	具体的調整内容
3市町村の所有する財産は、すべて新市が引継ぎ公の施設についても、新市の公の施設として設置することになる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>[ ○ ] 現行どおり新市に引継ぐ。</li> <li>[ ] ( )の例により、(合併時・翌年度)に統合する。</li> <li>[ ] ( )の例により、平成( )年度をめぐりに統合する。</li> <li>[ ] (合併時・翌年度)に再編する。</li> <li>[ ] 合併後、平成( )年度をめぐりに再編する。</li> <li>[ ] (合併時・翌年度)に廃止する。</li> <li>[ ] 合併後、平成( )年度をめぐりに廃止する。</li> <li>[ ] その他( )</li> </ul>	3市町村の所有する財産及び債務は、すべて新市に引継ぐものとする。

# 事務事業調整案

ページ	1 / 1
専門部会名	管 財

コード	分科会	事業	枝番	事務事業名	専門部会名	管 財
	C-1-1	2	0	財産区		

## 各自治体の現況

弘前市には、地方自治法第294条に基づき45の財産区が設置されているが、岩木町及び相馬村では、財産区は設置されていない。

弘前市：石川財産区ほか44財産区

課 題	調 整 方 針	具体的調整内容
<p>45の財産区のうち、その管理に当たって地方自治法第295条に基づく財産区議会を設置しているもの、同法第296条の2に基づく財産区管理会を設置しているもの及び特別会計を設置している財産区はない。</p>	<p>[ ] 現行どおり新市に引き継ぐ。                  [ ] ( )の例により、(合併時・翌年度)に統合する。                  [ ] ( )の例により、平成( )年度をめどに統合する。                  [ ] (合併時・翌年度)に再編する。                  [ ] 合併後、平成( )年度をめどに再編する。                  [ ] (合併時・翌年度)に廃止する。                  [ ] 合併後、平成( )年度をめどに廃止する。                  [ ] その他( )</p>	<p>財産区有財産は、財産区有財産としてすべて新市に引き継ぐものとする。</p>

慣行の取扱いについて（協定項目 18）

慣行の取扱いについて、次のとおり提案する。

市章、市民憲章、市の花・木・鳥及び宣言については、新市において検討する。

平成 16 年 12 月 24 日提出

弘前・岩木・相馬市町村合併協議会会長 金澤 隆

### 3 市町村の状況

市町村名	弘前市	岩木町	相馬村
市町村章	 (明治33年6月4日制定)	 (昭和34年6月1日制定)	 (昭和43年10月23日制定)
市町村民憲章		<p align="center"><b>岩木町民憲章</b></p> <p>わたしたちは、霊峰岩木山のふところにいだから、清流岩木川に守られた津軽文化発祥の地岩木町の町民です。 わたしたちは、ふるさと岩木町をより住みよい町にするため、この憲章を定めます。</p> <p>いのちを大切に 夢と活力を育て健康づくりにつとめましょう</p> <p>和を大切に 教養と文化を高め人づくりにつとめましょう</p> <p>きまりを大切に 明るく豊かな町づくりにつとめましょう</p> <p align="right">(昭和55年9月1日制定)</p>	<p align="center"><b>相馬村民憲章</b></p> <p>私たちは、相馬村民として、先人の築いた歴史と誇りを持ち、相馬村の未来を拓く担い手としての自覚を高めるためこの憲章を定めます</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・そ、 村民一人ひとりの触れあいを大切にし安らぎのある住みよい村づくりに努めます。</li> <li>・う、 美しい自然の保護と活用を図り、活力のある豊かな村づくりに努めます。</li> <li>・ま、 学ぶ意欲を高め文化や産業の発展をめざし、夢のある伸びゆく村づくりに努めます。</li> </ul> <p align="right">(平成元年7月1日制定)</p>
花・木・鳥	花 - さくら 木 - りんご (平成5年4月1日制定)	花 - みちのくこざくら 木 - 梅 鳥 - うぐいす (昭和55年9月1日制定)	花 - 福寿草 木 - カツラ 鳥 - カッコウ (平成元年7月1日制定)
宣 言	<p align="center">平和都市宣言 (平成8年6月26日)</p>		